

コロナ特例貸付に関する返済免除のご案内

【R5-非2】

住民税が非課税である世帯は、手続きを行うことで、貸付金の返済が免除になる場合があります。下記の要件に該当し、返済免除を希望する方は、添付の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に、返信用封筒に入れて郵送してください。※手続きをしないと返済免除にはなりません。

1. 対象となる資金

A 令和3年度または令和4年度の住民税が非課税の世帯は、緊急小口資金 と 総合支援資金(初回) が 返済免除 になる場合があります。昨年度ご案内済み ※該当する場合はご連絡を!

B また、A が課税だった場合でも、令和5年度の住民税が非課税の世帯は、緊急小口資金 と 総合支援資金(初回)の一部、総合支援資金(延長)が 返済免除 になる場合があります。

今回初めてのご案内

【提出していただくもの】

- ① 免除申請書(様式 R5-非2) 1枚
 - ② 「借受人」と「世帯主」の令和5年度の非課税証明書 1枚ずつ(借受人が世帯主の場合は1枚で可)
 - ③ 今の世帯全員が記載されている住民票(世帯主の氏名・続柄の記載があり、発行から3か月以内のもの) 1枚
- ※①～③コピー不可

<資金種類とは?>

資金種類は、全部で右の4種類あります



- ・緊急小口資金
- ・総合支援資金(初回)
- ・総合支援資金(延長)
- ・総合支援資金(再貸付)

※今回は、令和5年から返済が始まっている「緊急小口資金」と「総合支援資金(初回)」、令和6年から返済が始まる「総合支援資金(延長)」が免除申請の対象です。

※総合支援資金(再貸付)の免除のご案内は令和6年6月ごろにお知らせしています。

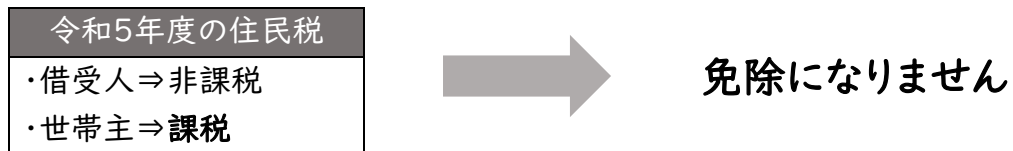
2. 返済免除の条件、提出する書類など

返済免除の条件	提出していただく書類(①～③すべて必要)	免除対象となる資金	返済免除対象金額
借受人と世帯主の令和5年度の住民税が均等割・所得割どちらも非課税(0円)の方	① 免除申請書(様式 R5-非2) ② 現在の世帯全員が記載されていて、3か月以内に発行された住民票(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ③ 借受人と世帯主の <u>令和5年度の住民税非課税証明書</u> ※①～③コピー不可	・緊急小口資金 ・総合支援資金(初回) (延長)	未返済額の一部 ※すでに返済した金額は、免除になりません

- ① 免除申請書(様式 R5-非 2)の太枠内に、と記入をしてください。
- ② 住民税の課税・非課税は、お住まいの市役所、区役所、町役場で以下の書類を取得して確認できます。

令和5年6月中旬ごろから発行される 住民税課税証明書(または非課税証明書)

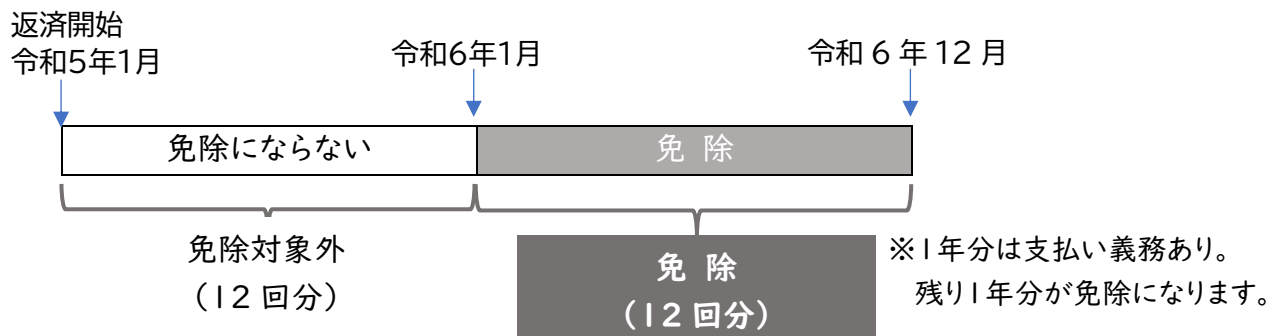
- ③ 確定申告や年末調整をしていないと、課税証明書や非課税証明書が発行されない場合があります。その場合は、お住まいの市区町の税務課等にお問い合わせください。
- ④ 令和5年度の「県民税・市民税」両方とも「均等割・所得割 どちらも0円」の方が対象となります。
- ⑤ 「借受人と世帯主の2人とも非課税」が条件なので、以下の場合などは、免除になりません。
例)



3. 免除になる金額について

令和5年度の住民税が非課税なら、一部が免除になる可能性があります。

(例) 緊急小口資金を20万円借りて、令和5年1月から2年間(24回)で返済する場合



4. 書類の送付先と送付期限

送付先	同封の返信用封筒に入れて郵送してください。(切手不要)
送付期限	令和6年9月13日 必着 ※申請が遅れると、返済開始になる場合がありますのでご注意ください。 また、 <u>すでに返済された金額は、免除の対象になりません。</u>

※免除決定の可否は、郵送でお知らせする予定です。

5. お問い合わせ先

返済免除の要件など、全般的な問い合わせ	申請手続きに関する問い合わせ
厚生労働省のコールセンター 電話:0120-46-1999 (フリーダイヤル) 受付時間:9時~17時(平日)	静岡県 特例貸付専用コールセンター 電話:054-291-5012 054-270-3638 受付時間:9:15~12:00、 13:00~16:30(平日)